

条項番号	改定前	改定後
P3	<p>第3条 その他（週休2日制度）</p> <p>本工事は、原則週休2日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）</p> <p>建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保出来るよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。</p> <p>天候や地域住民対応等で土曜・日曜の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替休日を取得する等、週休2日に努めること。（但し、工事成績評定の加点等については、土曜・日曜の現場閉所に限定して評価するが、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。）</p> <p>また、現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の土曜日曜の現場閉所（以下「現場閉所」という。）の達成状況に応じて下記の表のとおり、工事成績の<b>加点、労務費、市場単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率の補正</b>を行う。（<b>休日を確保出来なくても減点しない。</b>）</p> <p>なお、土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者）が休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。</p>	<p>第3条 その他（週休2日制度）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則週休2日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保出来るよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。  <b>※「農林水産部県営工事成績評定実施要領」において工事成績評定の対象外となる工事、点検・清掃・除草等の作業、災害に伴う緊急工事及び応急工事、現場作業が1週間に満たない工事は対象外とする。</b></li> <li>2 天候や地域住民対応等で土曜・日曜の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替休日を取得する等、週休2日に努めること。（但し、工事成績評定の加点等については、土曜・日曜の現場閉所に限定して評価するが、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。）</li> <li>3 現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の<b>原則</b>土曜・日曜の現場閉所（以下「現場閉所」という。）の達成状況（<b>平日振替日※を含む</b>）に応じて工事成績の<b>評価</b>を行う。</li> <li>4 <b>現場閉所の確認のため、受注者は工事履行報告書を提出すること。</b></li> <li>5 <b>労務費等の補正については、当初予定額に4週8休以上を達成した場合の補正係数を各諸経費に乗じている。なお、現場閉所の達成状況が4週8休に満たないものは、現場閉所の達成状況に応じて請負金額のうち補正分を、減額変更する。</b></li> <li>6 土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者）が休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。</li> </ol>

条項番号	改定前	改定後								
P3～4	<p>&lt;工事成績の加点&gt;</p> <table border="1" data-bbox="271 269 696 572"> <thead> <tr> <th>現場閉所の達成状況</th> <th>加点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4週8休以上 (100%)</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>4週7休以上4週8休未満 (87.5～100%)</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>4週6休以上4週7休未満 (75～87.5%)</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※現場閉所の達成状況 現場閉所日数（平日振替日※を含む）を現場稼働中の土曜・日曜の全日数で除し、小数点以下を四捨五入する。 ※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。 ※<u>考査項目別運用表における主任監督員の創意工夫欄にて加点する。</u></p>	現場閉所の達成状況	加点	4週8休以上 (100%)	3点	4週7休以上4週8休未満 (87.5～100%)	2点	4週6休以上4週7休未満 (75～87.5%)	1点	<p>(削除)</p> <p>◀現場閉所の達成状況▶ 現場閉所日数（平日振替日※を含む）を現場稼働中の土曜・日曜の全日数で除し、小数点以下を四捨五入する。 ※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。</p>
現場閉所の達成状況	加点									
4週8休以上 (100%)	3点									
4週7休以上4週8休未満 (87.5～100%)	2点									
4週6休以上4週7休未満 (75～87.5%)	1点									